

7. 常設委員会及び特別委員会

7-1 倫理委員会

1. 主な活動の記録

(1) 倫理委員会の開催

平成 29 年度には、倫理委員会が対応すべき事案は発生しなかったため倫理委員会は開催していない。

(2) 倫理綱領の改定

当協会の倫理綱領は平成 7 年に改正されたが、その後の社会や建設コンサルタントの役割の変化に伴い、総務部会、常任委員会からの提案を受けて、平成 28 年 10 月の常任理事会で「倫理綱領等検討特別委員会（以下、特別委員会と称す）」の設立が決議された。その後、4 回の特別委員会で改定の必要性や論点等が議論されたが、その必要性及び目的を明確に整理することや、考慮すべき事項が多々あることから更なる検討が必要であるが、常任理事を中心とした特別委員会では十分な議論の時間が取れないため、特別委員会を発展的に解消して、企画部会・企画委員会で今後の検討方法について提案することとなった。

現在、「倫理綱領等検討特別委員会の発展的解消について（平成 29 年 5 月 19 日）」を受けて、企画部会・企画委員会で倫理綱領の改定方針について検討が進められているが、倫理委員会とも連携を図っている。

2. 次年度の活動について

倫理委員会が対応すべき事案が発生した場合には倫理委員会運営規則の規定に基づき倫理委員会を開催する。

倫理綱領改定は企画部会・企画委員会と情報共有をすすめ、必要な支援を行う。

（倫理委員会委員長 高野 登）